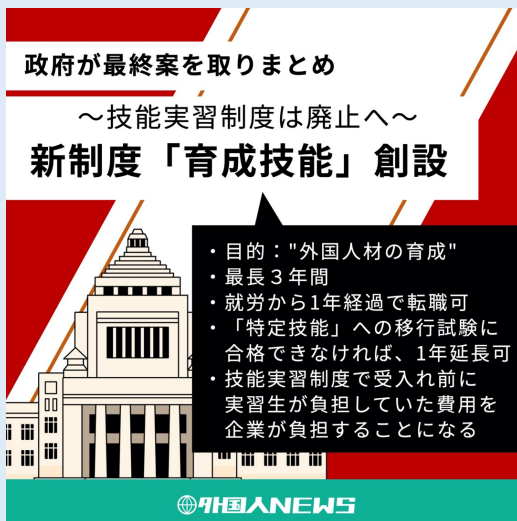


海外人材 News Pick Up

Vol.6 (2023.11.13号)

技能実習制度は廃止へ / 新制度「育成技能」創設の方向



技能実習制度は廃止、それに代わる(?)新制度「育成技能」が創設される方向で政府が調整している、との報道が10月13日にでました。新制度は目的を"外国人材の育成"とされ「特定技能」の前段のような位置づけで、そのビザで最長3年間に在留&就労ができ、就労から1年経過で転職が可能になります。その3年間に特定技能へ移行するのに必要な試験をパスできなければ、もう1年暫定的に在留延長が認められる。さらに、これまで技能実習制度で来日前に実習生が負担していたようなお金は受け入れ企業が負担する。そのような方向性で今秋の最後の有識者会議から来年の通常国会提出、そして成立へ進んでいくとのこと。

先般、特定技能2号がほぼ全ての対象職種に拡大されたことも加えれば、こちらの新制度成立で、育成技能→特定技能で最長13~14年間日本で就労できることになりました。

これまで技能実習制度において実習生を受け入れていた企業にとっては、こちらの新制度の成立で変わる点は、①受け入れ前の金銭負担が増加する、②受け入れて1年経ったら転職していく可能性がでてくる、といったところになりそうな見込みです。

▼読売新聞2023.10.13：外国人の企業転籍制限を緩和、在留期間3年の新制度創設…「技能実習」見直し最終報告書案

<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20231012-OYT1T50060/>

外国人材が「介護福祉士」試験に合格しやすいように制度緩和へ / 厚労省が検討

—制度緩和のポイント—

- ・筆記試験を科目別に可否をだす
- ・合格した科目は、再度受験する時にその科目の受験が免除になる（有効期間内）

▼時事通信2023.11.04：介護福祉士試験見直しへ 外国人材らの受験機会拡大—厚労省

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023110300439&g=soc>

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が最終大詰めへ

11月8日に、技能実習制度の廃止、それに代わる新制度についての議論を進める政府の有識者の第14回が開かれ、最終的な議論が行われた。

最終的な叩き台のポイント

- ◎技能実習制度は廃止へ
- ◎新制度を創設する

～新制度の内容～

- ・制度の目的：特定技能1号の技能水準に育成させること（特定技能1号の前段的な位置づけ）
- ※特定技能制度は現行のまま存続
 - ・期間は3年間
 - ・受入れ可能分野：特定技能と同じに限定
 - ・農業・漁業分野は柔軟な勤務形態を認める
 - ・受入れ可能分野ごとの受入れ上限人数を設定
 - ・転職可能な場合のパターン数を拡大
- ※雇用内容が契約と実態で異なっていた場合など
 - ・本人の意思での転職を認める
- ※以下の要件を満たした場合
 - ・1年以上勤務している
 - ・技能試験の基礎級に合格している
 - ・JLPT N5に合格している
 - ・転職先の会社が、前の会社が負担した初期受入れの際の費用を適当割合負担する→自己都合の転職を認める
- ※前の会社で従事した同業務限定
- ◎特定技能制度を改正
 - ・登録支援機関に委託費・支援実績の開示を義務付け

▼出入国在留管理庁：技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第14回）
https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00078.html

難民認定申請する外国人が急増、過去最多に迫る

世界各地で紛争が多発していることが原因とみられます。今年2023年1～9月で1万1千人を超えました。

▼共同通信2023.10.23：難民認定申請、過去最多に迫る 1～9月で1万1000人超
<https://nordot.app/1089161173307769745?c=113147194022725109>

在留外国人の人数が過去最多を更新



日本に在留する外国人数が過去最多を更新。昨年から14万8千人も増加し、322万3千人にまで上りました。最も多いのが永住者ビザで88万人。次に技能実習生35万人。国籍別では、ミャンマー・インドネシア・ネパール人の増え方が非常に著しい。オフィスワークの就労ビザの代表格である技能実習生の人数では、東京都が断トツで多く10万人で、それに比べ愛知・大阪・神奈川県は2~3万人、やはり就労ビザといえば東京一局集中になっています。

▼出入国在留管理庁：令和5年6月末現在における在留外国人人数について
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00036.html

不法残留者数が7万9千人に上る

許可された在留期間を過ぎているにもかかわらず違法に日本に在留している、いわゆる「オーバーステイ」をしている外国人の人数（令和5年7月1日時点）を入管が公表しました。その数は、7万9101人にも上ります。たった6カ月で8610人も増加しています。短期滞在からオーバーステイしている人が約5万人で大多数ですが、技能実習生からも1万人以上もいます。国籍別では、ベトナム1万6812人、タイ1万1472人、韓国1万769人。

▼出入国在留管理庁：本邦における不法残留者数について（令和5年7月1日現在）
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00037.html

高度外国人材が日本で長く定着して生活しやすくなるように政府が取り組み

世界各国で高度外国人材の争奪戦ともいえるべき受入れ推進へ環境整備の取り組みに力が注がれている現状。日本も、高度外国人材が日本に家族と一緒に長く腰を据えて生活していけるように、外国人の子供が教育を受けやすいように新たな取り組みを行なっていく方向性だと報道がありました。英語で授業が受けられるような仕組みや、海外にも互換性のある進学についての仕組みなどを整備していく構えとのことです。

▼読売新聞2023.10.10：「高度外国人材」の子どもの教育環境を充実、「選ばれる国」へ…24年度から
<https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20231008-OYT1T50224/>

外国人が日本で起業しやすくなるように経営管理ビザの要件緩和へ

政府が、外国人が日本で起業しやすくなるように、外国人が日本で企業経営する活動を許可する在留資格「経営管理」の要件を緩和する方向で調整していると報道がありました。

在留資格「経営管理」を取得するためには、形の面でも内容の面でもボリュームのある要件をあらかじめ用意しておいた上で申請しないと許可されない困難さがありました。主な要件として以下のようになっています。

- ◎「事業所」を用意（賃貸する場合も賃貸借契約書に事業用に使う物件を借りている旨が記載されている）
- ◎「出資金500万円」を用意している
- ◎安定的継続的に事業を行う計画「事業計画書」がしっかりしている
- ◎「常勤職員2名以上」確保している（現場スタッフに専任的に従事するスタッフがあらかじめ確保されており、あくまで本人は経営管理の活動に専念する形を整備している）
- ◎本人に事業の経営管理の実務経験が3年以上ある

新たに在留資格「経営管理」を取得するのに、上記のような要件を、たとえば前の在留資格の活動をしながらかつて整えて申請にこぎつけるのには結構困難なものがありました。

そこで、これまで、新たに在留資格「経営管理」を取得する前に要件を準備する期間として、前の在留資格からの移行期間として、いわば「繋ぎ」的な暫定的な在留資格「特定活動」を許可する仕組みが運用されてきました。

2015年からは、東京都・福岡市などの特定の地域に絞って起業準備でも在留資格が6カ月暫定的に認められる「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」が導入されました。

2018年からは、北海道・仙台市・愛知県・兵庫県など経産省の認定を受けた自治体の地域限定で、同じく起業準備で在留資格が1年間暫定的に認められる制度が開始されました。自治体に起業の計画書を認めてもらって管理を受けながら起業準備を進めていくという形です。

2020年からは、特定の日本の大学を卒業した者限定で起業準備で在留資格が認められるようにもなりました。

そして、今回、政府は上記のこれまでの暫定的な準備期間の在留資格の認定を統合する形で、これまで在留資格「経営管理」の他の在留資格「特定活動」で暫定的に在留を認めていたのを、在留資格「経営管理」自体の要件を緩和して、準備期間でも在留資格「経営管理」の取得を認める方向で調整しているとのこと。

要件緩和の内容も大幅に行う予定とのこと。報道では、あらかじめ事業所の用意は不要となり、また、出資金500万円の用意も要件として不要になるとのことです。継続的安定的に事業を行っていき「事業計画書」が主としてあれば認められるようになるとのこと。

緩和される時期としては、2024年に出入国在留管理庁が省令を改正することで緩和の運用が開始される見込みとのこと。上記の緩和される内容はあくまでまだ報道ベースなので、これから詳細の内容が判明してくると思われます。

▼時事通信2023.10.30：外国人起業促進へ在留資格緩和 事業所・出資金なしで2年滞在一政府
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023103000880&q=pol>

日系人4世の受け入れ制度を緩和へ

海外に住んでいる日系人4世が、日本に来て生活して就労できるように在留資格を認める制度が運用されてきていましたが、当初の受け入れ見込み数より大幅に少ない現状がありました。その原因には、要件が厳しいとの指摘がありました。

そこで政府は、要件を大幅に緩和して、さらにいずれ身分系の在留資格「定住者」に変更できるように調整しているとの報道がありました。

これまで日系人4世が日本に来て生活して働くには、以下の要件がありました。

- ・ 入国時の年齢が18～30歳に限定
- ・ 在留資格「特定活動」
- ・ 最長5年間限定
- ・ 家族の帯同は不可
- ・ 受入れサポーターを予め確保している

※受入れサポーター1人が担当できる日系人4世の人数は2人まで

—要件緩和のポイント—

- ・ 入国時の年齢を18～35歳に拡大（条件：JLPT N3相当の日本語能力）
- ・ 受入れサポーター1人が担当できる日系人4世の人数を3人に拡大
- ・ 5年間滞在したら定住者ビザに変更可能に（条件：JLPT N2相当の日本語能力）

▼朝日新聞2023.10.7：日系4世に「定住者」の在留資格を付与 日本語能力などを要件に検討

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00166.html

技能実習制度の移行対象職種に「金属熱処理業」「木材加工」が追加

技能実習制度には受け入れ可能職種が限定的に定められていますが、その中には1年間だけ受け入れ可能な職種（技能実習1号）、3年間だけ（技能実習2号）、5年間OK（技能実習3号）など、職種によってそれぞれ期間が定められています。1年間だけでなく、そこから要件を満たせば3～5年間と継続可能であると定められている職種を「移行対象職種」といいます。

その「移行対象職種」に以下の新しい職種が2023年10月31日付で追加されました。

—移行対象職種に追加された職種—

- ・ 金属熱処理業
- ・ 木材加工

▼JITCO：金属熱処理業と木材加工が技能実習移行対象職種に追加されました

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/29501/>

技能実習生・特定技能へのコロナ禍の特例措置が終了

先頃まで、コロナ禍での不況によって働いている会社を解雇になったりして働き続けることが困難になった外国人に、「特定技能」への切り替えに向けて試験合格などの必要な準備を行うことを条件に、特例的に在留資格「特定活動（就労可）」が許可されていました。その在留期間により1年間、またはそこからさらに6カ月間延長して日本で生活し就労することが可能でした。コロナ禍が落ち着いてきたこともあり、それらの特例措置が終了することが入管より発表されました。

▼出入国在留管理庁：新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援

https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html

16歳未満の外国人の在留カードの有効期限のルールが変更

これまで16歳未満の外国人の在留カードの有効期限は、あらかじめ他の在留資格より長期的に許可されることが多い在留資格「永住者」（※特別永住者も）は「16歳の誕生日まで」でした。それが、今年2023年11月1日以降に交付される在留カードから「16歳の誕生日の"前日"まで」となります。

また、16歳未満の中長期的に許可される在留資格を持っている外国人（いわゆる中長期在留者・「永住者」以外）は、在留期間満了日が16歳の誕生日より未来の日付に設定されている在留カードを持っている場合は、これまで有効期限は「16歳の誕生日まで」でしたが、11月1日以降は「16歳の誕生日の"前日"まで」となります。

※詳しくは下記の入管のサイトでご確認ください。

▼出入国在留管理庁：16歳未満の方の在留カードの有効期限が変わります

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001401384.pdf>

補完的保護対象者（準難民）認定された人への定住支援プログラムが発表

難民条約上の「難民」の定義に該当しなくとも、たとえばウクライナ避難民など難民同様に保護する必要性が高い外国人を保護する制度、補完的保護制度（いわゆる「準難民」を保護する制度）の支援プログラムの詳細が順次決定されていており、現時点の決定項目が入管サイトで公表されています。

ー支援プログラムのポイントー

- ・日本語教育の受講（572時間）
- ・生活ガイダンスの受講（120時間）

※上記はオンライン受講可能

- ・第1回…第2回と順次プログラムが開始され、第1回は2024年4月から開始

▼出入国在留管理庁：補完的保護対象者等への支援について

https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/12_00122.html

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。

関係閣僚 コメント Pick Up



国交大臣会見
2023.10.10

外国人材の活用に向けて、**バス運転者を特定技能の対象分野に追加することについても、関係省庁と事務的な調整を行っているところ**です。

▶ <https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin231010.html>



法務大臣会見
2023.10.24

(技能実習、特定技能制度の見直しを進める有識者会議の)たたき台が最終報告になり、**その最終報告がもしまとめられれば、制度設計という段階に入っていきます**

▶ https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00456.html



法務大臣会見
2023.10.17

(不法残留者の増加について)
新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の段階的な緩和などによって外国人新規入国者が増加した。**実習先から失踪する技能実習生が増加している**。在留不許可や難民不認定処分を受け、あるいは新型コロナウイルス感染症に関する在留資格上の特例措置の終了により「特定活動」による**それ以後の在留が認められなくなった者が増加している**。それぞれ今申し上げた、短期滞在あるいは技能実習、特定活動。そういうところから不法残留が増えている姿が浮かんでくるわけでありませう。

▶ https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00454.html



各国の「おはよう」

朝、外国人スタッフに彼らの母国語で挨拶を言ってみましょう。こんなほんのちょっとした声かけでも、彼らにとってはとても嬉しいものなんです。仲間意識も高まり職場や仕事の進め方にも良い影響がでてくるものです。

外国人スタッフは日本で働くために非常に多くの時間がんばって日本語を勉強してきます。こちら側も少しでも彼らの母国の言葉を覚えてみてふとした機会に使ってみましょう。

【朝の挨拶「おはよう」】

- ベトナム：「シンチャオ」Xin chào
- インドネシア：「セウラマツトパギ」Selamat pagi
- フィリピン：「マガンダン ウマーガ」Magandang umaga
- ミャンマー：「ミンガラバー」မင်္ဂလာပဲ
- ネパール：「ナマステ」नमस्ते



外国人雇用に関する
注目ニュースやお役立ちトピックなど
初心者の方にも分かりやすく解説。



フォロワー
3300突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。